

国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則

平成16年4月1日
規則第46号

最終改正 令和6年6月26日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則(以下「就業規則」という。)第20条の規定に基づき、国立大学法人高知大学(以下「本学」という。)に勤務する非常勤職員の給与に関する事項を定める。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 非常勤職員の給与の種類は、次の各号の定めるところによる。

(1) フルタイム職員の給与は、日給、諸手当及び賞与とし、諸手当と賞与は次のとおりとする。

ア 諸手当 住居手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、健康診断従事手当、医師夜間診療手当、オンコール手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、診療貢献手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面接指導実施手当、夜勤専従手当、夜間救急手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、診療特別手当、臨床研修手当、指導医補助等手当、指導医等手当、臨床等手当

イ 賞与 期末手当、勤勉手当

(2) パートタイム職員の給与は、時間給及び諸手当とし、諸手当は次のとおりとする。

ア 諸手当 通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、健康診断従事手当、オンコール手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、診療貢献手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面

接指導実施手当、夜勤専従手当、夜間救急手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、指導医補助等手当、指導医等手当、臨床等手当

2 パートタイム職員のうち1週当たりの所定勤務時間が35時間以上となる者の諸手当は、前項第2号に規定する諸手当のほか、医師夜間診療手当、診療特別手当、臨床研修手当とする。

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 非常勤職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に定めるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
1. 日給又は時間給 2. 諸手当 住居手当、通勤手当、放射線取扱手当、夜間看護等手当、健康診断従事手当、医師夜間診療手当、オンコール手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナウイルスワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面接指導実施手当、夜勤専従手当、夜間救急手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、臨床研修手当、指導医補助等手当、指導医等手当、臨床等手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは15日(15日が就業規則第29条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、18日)、17日が土曜日に当たるときは、16日(16日が休日に当たるときは、15日)、17日が休日かつ月曜日に当たるときは、18日に支給する。)
3. 諸手当 診療特別手当		12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日。その日が土曜日に当たるときは、前日)
4. 賞与 期末手当及び勤勉手当		6月30日及び12月10日(ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日。その日が土曜日に当たるときは、前日)

2 非常勤職員の給与については、この規則に定めるもののほか、国立大学法人高知大学職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)を準用する。

(給与の支払)

第5条 非常勤職員の給与は、勤務の実績に基づき、その全額を通貨で直接その者に支払う。

ただし、法令又は労働基準法第24条第1項に規定する協定で定めるものについては、これを給与から控除して支払うことができる。

- 2 前項の給与は、当該職員の同意を得た上で当該職員の預金又は貯金への振込の方法によって支払うことができる。
- 3 給与の振込に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(非常時払い)

第6条 非常勤職員が、その者又はその収入によって生計を維持する者の出産、病気、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第3条の規定にかかわらず、支給期日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

(端数計算)

第7条 第9条の4及び第16条から第18条までの規定による額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第8条 この規則により計算した給与の確定金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(日給又は時間給の決定)

第9条 非常勤職員(規則別表に定める学内ワークスタディスタッフ、ティーチング・フェロー、ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ピア・サポーター、保育補助員、講師(客員教授・客員准教授・客員講師・客員助教・連携大学院教授・連携大学院准教授・連携大学院講師・連携大学院助教)、講師(附属学校)、講師(特設日本語講座・カウンセラー)、講師(臨地実習指導)、上記以外の講師、研究員(研究機関研究員)、研究員(開発支援研究員(ポスドク))、医員(レジデント)、医員(指導医)、医員(病院助教)、医員(研修医)、医員(大学院生)、医員(研究生)、研究支援員及びスクールソーシャルワーカーを除く。以下本条において「医員(レジデント)等」という。)の勤務1日当たりの給与(以下「日給」という。)又は勤務1時間当たりの給与(以下「時間給」という。)については、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額(職員給与規則第22条に定める本給の調整額を含

む。以下「本給の月額」という。)を基礎として算出した別表1に掲げる額の範囲内の額とし、医員(レジデント)等については定額欄の額とする。この場合において、その者を常勤の職員として採用した場合に受けることとなる本給月額は、職員給与規則で規定される当該年度の初日において職員に適用される本給表によるものとする。

- 2 非常勤職員の採用が困難である場合その他特別の事情があると認める場合には、別表1で決定された額を超えて決定することができる。

(変形労働時間制適用者の給与の決定)

第9条の2 フルタイム職員で変形労働時間制を適用する者(以下「変形労働時間制適用者」という。)は、第3条第1項第1号の定めにかかわらず、時間給とする。

- 2 前項に規定する時間給は、変形労働時間制適用者を変形労働時間制を適用しないものとして採用した場合に決定される日給の額を就業規則第27条第1項第1号に規定するフルタイム職員の1週間の所定勤務時間における1日平均所定勤務時間(以下「1日平均所定勤務時間」という。)で除して得た額の範囲内の額とする。

(日給者の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条の3 第3条第1項の規定により給与が日給とされた非常勤職員(前条に規定する者を除く。以下「日給者」という。)の第9条の4及び第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を1日平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(給与の減額)

第9条の4 日給者が勤務しないときは、就業規則第22条第1項に規定する業務の遂行を免除された場合、就業規則第35条の規定による年次有給休暇及び就業規則第38条第1項の規定による年次有給休暇以外の有給の休暇を承認された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(不就労時の給与)

第9条の5 時間給の者が勤務しないときは、就業規則第22条第1項に規定する業務の遂行を免除された場合、就業規則第35条の規定による年次有給休暇及び就業規則第38条第1項の規定による年次有給休暇以外の有給の休暇を承認された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、給与を支給しない。

(住居手当)

第10条 フルタイム職員(契約期間が3月未満の者は除く。)には、職員給与規則第28条

に定める住居手当を支給する。ただし、医員（レジデント）、医員（指導医）、医員（病院助教）及び医員（研修医）には支給しない。

（通勤手当）

第 11 条 雇用予定期間が 1 か月以上の非常勤職員には、職員給与規則第 29 条に定める通勤手当を支給する。ただし、講師、研究員（研究機関研究員、開発支援研究員（ポスドク））、医員（研修医）（平成 15 年度から卒後臨床研修を受けている者を除く。）及び学生である非常勤職員には支給しない。

（放射線取扱手当）

第 12 条 非常勤職員が、国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則（以下「特殊勤務手当細則」という。）第 6 条に定める作業に従事した場合は、同条に定める放射線取扱手当を支給する。

（夜間看護等手当）

第 13 条 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 9 条に定める作業に従事した場合は、同条に定める夜間看護等手当を支給する。

（健康診断従事手当）

第 13 条の 2 非常勤職員（医員（病院助教）、医員（指導医）、医員（レジデント）、医員（大学院生））が、特殊勤務手当細則第 15 条に定める作業に従事した場合は、同条に定める健康診断従事手当を支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した 1 時間につき 3,000 円とする。

（医師夜間診療手当）

第 14 条 非常勤職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる診療等の業務に従事した場合は、医師夜間診療手当を支給する。

2 前項の手当の額は、業務 1 回あたり 15,000 円とする。

（オンコール手当）

第 15 条 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 18 条に定める作業に従事した場合は、同条に定めるオンコール手当を支給する。

（分娩手当）

第 15 条の 2 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 23 条に定める業務に従事した場合は、同条に定める分娩手当を支給する。

（麻酔手当）

第 15 条の 3 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条に定める業務に従事した場合は、

同条に定める麻酔手当を支給する。

(新生児担当手当)

第 15 条の 4 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 2 に定める業務に従事した場合は、同条に定める新生児担当手当を支給する。

(小児科病院群輪番制手当)

第 15 条の 5 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 3 に定める業務に従事した場合は、同条に定める小児科病院群輪番制手当を支給する。

(手術実施手当)

第 15 条の 6 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 4 に定める業務に従事した場合は、同条に定める手術実施手当を支給する。

(専門看護師手当)

第 15 条の 7 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 5 に定める業務に従事した場合は、同条に定める専門看護師手当を支給する。

(専門薬剤師手当)

第 15 条の 8 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 6 に定める業務に従事した場合は、同条に定める専門薬剤師手当を支給する。

(手術部勤務手当)

第 15 条の 9 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 7 に定める業務に従事した場合は、同条に定める手術部勤務手当を支給する。

(特定医療費認定審査手当)

第 15 条の 10 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 8 に定める業務に従事した場合は、同条に定める特定医療費認定審査手当を支給する。

(診療貢献手当)

第 15 条の 11 医学部附属病院において診療又は病理診断に従事する職員のうち、良好な病院収益の確保に貢献したと学長が認めた者に、職員給与規則第 31 条の 2 に定める診療貢献手当を支給する。ただし、医員（研修医）には支給しない。

(医師キャリア支援手当)

第 15 条の 12 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 9 に定める業務に従事した場合は、同条に定める医師キャリア支援手当を支給する。

(救急勤務医手当)

第 15 条の 13 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 10 に定める業務に従事した場合は、同条に定める救急勤務医手当を支給する。ただし、医員（研修医）には支給しない。

（新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当）

第 15 条の 14 附属病院の医療従事者である非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 11 に定める業務に従事した場合は、同条に定める新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当を支給する。

（新型コロナワクチン接種業務従事手当）

第 15 条の 15 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 12 に定める業務に従事した場合は、同条に定める新型コロナワクチン接種業務従事手当を支給する。

（救急搬送手当）

第 15 条の 16 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 13 に定める業務に従事した場合は、同条に定める救急搬送手当を支給する。

（面接指導実施手当）

第 15 条の 16 の 2 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 15 に定める業務に従事した場合は、同条に定める面接指導実施手当を支給する。

（夜勤専従手当）

第 15 条の 16 の 3 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 16 に定める業務に従事した場合は、同条に定める夜勤専従手当を支給する。

（夜間救急手当）

第 15 条の 16 の 4 非常勤職員が、特殊勤務手当細則第 24 条の 17 に定める業務に従事した場合は、同条に定める夜間救急手当を支給する。

（幼児教育・看護業務等手当）

第 15 条の 17 次の各号に掲げる非常勤職員に、当該各号に掲げる額を幼児教育・看護業務等手当として支給する。ただし、パートタイム職員については、次の各号に掲げる額に当該パートタイム職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額を月額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときは、第 8 条の規定にかかわらず、これを切り上げるものとする。

- (1) 教育学部附属幼稚園の教務補佐員及び保育補助員 月額 9,000 円
- (2) 医学部附属病院の医療補佐員（看護師、助産師及び准看護師） 月額 12,000 円
- (3) 医学部附属病院の医療補佐員（看護助手） 月額 6,000 円

2 就業規則第 22 条第 1 項に規定する業務の遂行を免除された場合、就業規則第 35 条の規定による年次有給休暇及び就業規則第 38 条第 1 項の規定による年次有給休暇以外の有給の休暇を承認された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合以外の事由により勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、前項本文に定める額を、毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間におけるフルタイム職員の 1 月平均所定勤務時間で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を前項の規定による額から減じて支給する。

（超過勤務手当）

第 16 条 業務上の必要により、非常勤職員に定められた所定の勤務時間を超えて勤務させた場合には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間当たりの給与額（日給者は、第 9 条の 3 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額。前条に定める幼児教育・看護業務等手当の支給を受ける者については、勤務 1 時間当たりの給与額（日給者は、第 9 条の 3 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額）に、前条第 1 項本文に定める額を、毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間におけるフルタイム職員の 1 月平均所定勤務時間で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を加算した額とする。）（以下「1 時間給与額」という。）に 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、1 日の勤務が 7 時間 45 分（1 日の所定労働時間が 8 時間とされる日においては 8 時間）又は 1 週の勤務が 38 時間 45 分以内における超過勤務手当については、1 時間給与額を支給する。

2 前項に規定する所定の勤務時間を超えて勤務（前項ただし書に定める場合を除く。）することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、1 時間給与額に 100 分の 150（深夜である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第 17 条 業務上の必要により、非常勤職員を就業規則第 29 条に規定する休日（就業規則第 30 条により振り替えられた休日を含む。）において勤務させた場合には、勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、1 時間給与額に 100 分の 135（その勤務が前条に定める勤務を含めて 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、

勤務1時間当たりの給与額に100分の150、また、これらの勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第18条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた非常勤職員には、その間に勤務した全期間に対して、勤務1時間につき1時間給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)

(宿日直手当)

第19条 非常勤職員が、職員給与規則第36条に定める作業に従事した場合は、同条に定める宿日直手当を支給する。

(期末手当・勤勉手当)

第20条 所定勤務時間が常勤職員と同様のフルタイム職員(契約期間が6月未満の者は除く。)には、職員給与規則第39条及び第42条に定める期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、医員(レジデント)、医員(指導医)、医員(病院助教)及び医員(研修医)には、支給しない。

2 前項の場合において、期末手当及び勤勉手当を支給する場合には、第9条第1項の規定により当該フルタイム職員が受けるべき日給(変形労働時間制適用者は変形労働時間制を適用しないものとして採用した場合に決定される日給の額)の算定基礎となった本給の月額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とみなすものとする。

(診療特別手当)

第20条の2 10月末日(以下この条において「基準日」という。)にフルタイム職員又は第3条第2項に規定するパートタイム職員の医員(病院助教)、医員(指導医)、医員(レジデント)又は医員(研修医)として在職する職員には、予算の範囲内で診療特別手当を支給することができる。

2 前項の職員には、基準日の属する月内に就業規則第12条に規定する退職をした職員又は就業規則第14条第1号の規定により解雇された職員を含むものとする。

3 診療特別手当の額は、基準日におけるその者の第5項の表に定める職種区分に応じた診療特別手当基礎額(以下この条において「基礎額」という。)に次の表に定める基準日以前12月(前年11月1日から10月31日までの期間)におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じ、その額に第6項で定める支給割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
------	----

12月	100分の100
7月以上12月未満	100分の80
3月以上7月未満	100分の60
3月未満	100分の30
零	零

4 前項に規定する在職期間は、第1項に規定する当該手当の支給対象となる職員としての在職期間（国立大学法人高知大学職員就業規則第3条に規定する大学教員（以下「大学教員」という。）としての在職期間を含む。）とし、次に掲げる期間を除いた期間とする。

- (1) 停職の期間
- (2) 育児休業及び介護休業の期間
- (3) 日単位で欠勤した期間
- (4) 大学教員として、支給を受けた直近の期末手当及び勤勉手当の基準日以前6月以内の期間

5 第3項に規定する基礎額は、職種の区分に応じて次の表に定める額とする。

職種区分	基礎額
医員（病院助教）	300,000円
医員（指導医）	300,000円
医員（レジデント）	300,000円
医員（研修医）	120,000円

6 第3項に規定する支給割合は、本学の財政事情を考慮の上100分の0から100分の100の間の支給割合とし、支給の都度、学長が定める。

（臨床研修手当）

第21条 医員（研修医）が、研修における臨床業務に従事した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の臨床研修手当を支給する。

- (1) 医師臨床研修1年目の者 月額 120,000円
- (2) 医師臨床研修2年目以降の者 月額 140,000円
- (3) 歯科医師臨床研修1年目の者 月額 120,000円
- (4) 歯科医師臨床研修2年目以降の者 月額 140,000円

2 前項の手当は、これを受けている者にその月額を変更すべき事由が生ずるに至った場合においては、その事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定するものとする。

3 第1項の手当の月額は、研修医が月の初日から末日までの所定の勤務日数の全部を勤務した場合に支給するものとし、月の途中における採用又は退職による当該月、若しくは所定の勤務日数の一部を勤務しなかった場合の当該月の手当の額は、職員給与規則第9条の規定を準用して支給するものとする。

4 医員（研修医）が、研修において、診療時間帯以外の時間（午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間）又は休診日に、救急患者の初期対応に係る勤務をした場合は、第1項の月額（前2項の規定により算出等された月額を含む。）に、1回の勤務につき17,000円を加算する。

（指導医補助等手当）

第21条の2 フルタイム職員又はパートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間以上となる者である医員（レジデント）が、専門研修における臨床業務に従事又は医員（研修医）の指導をした場合は、従事又は指導した日1日につき、1,650円を指導医補助等手当として支給する。パートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間未満となる者である医員（レジデント）が、同様の業務に従事又は指導をした場合は、従事又は指導した1時間につき、213円を指導医補助等手当として支給する。

2 一給与期間の指導医補助等手当の額を算定する場合において、当該期間における前項後段に規定する従事又は指導した時間の合計時間に1時間に満たない端数があるとき、又は当該合計時間が1時間に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を1時間に切り上げる。

（指導医等手当）

第21条の3 フルタイム職員又はパートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間以上となる者である医員（指導医）が、臨床業務に従事又は医員（研修医）の指導をした場合は、従事又は指導した日1日につき、2,050円を指導医等手当として支給する。パートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間未満となる者である医員（指導医）が、同様の業務に従事又は指導をした場合は、従事又は指導した1時間につき、265円を指導医等手当として支給する。

2 一給与期間の指導医等手当の額を算定する場合において、当該期間における前項後段に規定する従事又は指導した時間の合計時間に1時間に満たない端数があるとき、又は当該合計時間が1時間に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を1時間に切り上げる。

(臨床等手当)

第21条の4 フルタイム職員又はパートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間以上となる者である医員(病院助教)が、臨床業務に従事又は医員(研修医)の指導をした場合は、従事又は指導した日1日につき、5,000円を臨床等手当として支給する。パートタイム職員のうち1週あたりの所定勤務時間が35時間未満となる者である医員(病院助教)が、同様の業務に従事又は指導をした場合は、従事又は指導した1時間につき、645円を臨床等手当として支給する。

2 一給与期間の臨床等手当の額を算定する場合において、当該期間における前項後段に規定する従事又は指導した時間の合計時間に1時間に満たない端数があるとき、又は当該合計時間が1時間に満たないときは、当該端数時間又は当該合計時間を1時間に切り上げる。

(育児休業中の給与)

第22条 国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則(以下「育児休業規則」という。)に規定する育児休業の適用を受けている職員(以下「育児休業職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 職員給与規則第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する期末手当支給対象となる育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 職員給与規則第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 職員が、育児休業規則第19条第1項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条(日給者は第9条の3、変形労働時間制適用者は第9条の2)に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(介護休業中の給与)

第23条 国立大学法人高知大学介護休業等規則(この条において「介護休業規則」という。)

第4条に規定する介護休業の適用を受けている職員(この条において「介護休業職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 職員給与規則第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する期末手当支給対象

となる介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 職員給与規則第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する勤勉手当支給対象となる介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 職員が、介護休業規則第19条第1項に規定する部分休業の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条（日給者は第9条の3、変形労働時間制適用者は第9条の2）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 削除

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月27日規則第27号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月11日規則第109号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第116号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日規則第31号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 99 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 25 日規則第 44 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 25 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 94 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日規則第 9 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、手術実施手当及び手術部看護手当については平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

（フルタイム職員の日給額等の減額支給等）

第 2 条 この規則の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、フルタイム職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 日給額 日給額の支給に当たっては、日給額から、日給額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職種の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

職種	割合
事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）	100 分の 4.77
医療補佐員（看護助手、薬剤助手、エックス線助手、検査助手、医療機器操作（運転）員、医療技術補助員）、技能補佐員	100 分の 4.77
臨時用務員	100 分の 4.77
教務補佐員	100 分の 4.77
研究員（研究機関研究員・開発支援研究員（ポスドク）以外の者）	100 分の 4.77
医療補佐員（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士）	100 分の 4.77
学校薬剤師	100 分の 4.77
医療補佐員（准看護師）	100 分の 4.77
医療補佐員（看護師、助産師）	100 分の 4.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員 <助教相当>	100 分の 4.77

寄附講座教員、寄附研究部門教員 <講師相当>	100 分の 7.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員 <准教授相当>	100 分の 7.77
寄附講座教員、寄附研究部門教員 <教授相当>	100 分の 9.77

(2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

2 特例期間においては、非常勤職員給与規則第 9 条の 4 及び第 16 条から第 18 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、非常勤職員給与規則第 9 条の 3 の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、日給額を 1 日平均所定勤務時間で除して得た額（以下「勤務 1 時間当たりの給与減額分」という。）に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（診療従事調整手当）

第 3 条 特例期間においては、次の各号に掲げる給与を支給する時に、それぞれ当該各号に定める額を診療従事調整手当として支給する。

(1) 日給額 日給額の支給に当たっては、日給額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職種の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額。ただし、事務補佐員（診療情報管理士）、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー）については、月額 7,000 円を支給する。その場合において、非常勤職員給与規則第 9 条の 4、第 9 条の 5、第 22 条及び第 23 条に該当するときは、それぞれ同条の規定を適用して得た額とする。

職種	割合
技能補佐員（医学部附属病院に所属する調理師に限る。）	100 分の 4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士）	100 分の 4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する准看護師）	100 分の 4.77
医療補佐員（医学部附属病院に所属する看護師及び助産師）	100 分の 4.77

(2) 期末手当 第 3 条第 1 項第 1 号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 第 3 条第 1 項第 1 号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(4) 超過勤務手当 第 3 条第 1 項第 1 号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員におい

ては、非常勤職員給与規則第 16 条に規定する給与 1 時間当たりの給与額を「勤務 1 時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額

(5) 休日給 第 3 条第 1 項第 1 号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第 17 条に規定する給与 1 時間当たりの給与額を「勤務 1 時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額

(6) 夜勤手当 第 3 条第 1 項第 1 号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則第 18 条に規定する給与 1 時間当たりの給与額を「勤務 1 時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額

2 第 3 条第 1 項第 1 号の表の左欄に掲げる職種の区分の職員においては、非常勤職員給与規則 9 条の 4 の規定を適用する場合は、第 2 条第 2 項は適用しない。

附 則（平成 25 年 2 月 27 日規則第 84 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日規則第 103 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 25 日規則第 33 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

（特例調整手当）

第 2 条 平成 25 年度に限り、特例措置として、平成 25 年 7 月 1 日に在職する非常勤職員のうち平成 24 年規則第 9 号第 2 条の規定の適用を受ける次に掲げる者以外の者に対し、平成 25 年 8 月の給与の支給日に特例調整手当を支給する。

(1) 平成 24 年規則第 9 号第 3 条に定める診療従事調整手当を受けている職員

(2) 停職者（就業規則第 50 条第 3 号の規定により停職にされている職員をいう。）

(3) 育児休業職員（育児休業規則第 3 条に規定する育児休業の適用を受けている職員をいう。）

(4) 介護休業職員（介護休業規則第 4 条に規定する介護休業の適用を受けている職員をいう。）

2 特例調整手当の額は、平成 24 年規則第 9 号第 2 条第 1 項第 1 号に定める当該職員に適用される支給減額率が 100 分の 4.77 である職員につき 30,000 円とする。

附 則（平成 26 年 3 月 12 日規則第 78 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日に在職する非常勤職員に対し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 151 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の 10 の規定については、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する非常勤職員に対し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 50 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日に在職する非常勤職員に対し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する非常勤職員に対し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日規則第 79 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日に在職する非常勤職員に対し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 50 号）

この規則は、令和2年1月27日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第83号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月17日規則第7号）

この規則は、令和2年9月17日から施行する。

附 則（令和3年1月22日規則第21号）

この規則は、令和3年1月22日から施行し、令和2年9月1日から適用する

附 則（令和3年1月22日規則第22号）（改正 令和5年6月29日規則第20号）

1 この規則は、令和3年1月22日から施行し、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 この規則による改正後の国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則第15条の14に規定する新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当は、適用日から令和5年5月7日までの間の国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則第24条の11に規定する作業に従事した日について支給するものとする。

附 則（令和3年9月21日規則第29号）

この規則は、令和3年9月21日から施行し、令和3年3月22日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第77号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第83号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日規則第84号）

この規則は、令和4年3月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月13日規則第19号）

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、教育学部附属幼稚園の教務補佐員及び保育補助員に対しては、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年9月29日規則第36号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月14日規則第63号）

この規則は、令和4年11月14日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年1月31日規則第73号）

この規則は、令和5年1月31日から施行し、令和5年1月31日に在職する非常勤職員に対し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日規則第122号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

この規則は、令和6年1月29日から施行し、令和6年1月1日に在職する非常勤職員に対し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日規則第81号）

この規則は、令和6年3月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日規則第79号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第84号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第85号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月26日規則第14号）

この規則は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1 (第9条関係)

I. 適用職種：事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員（医療ソーシャルワーカー、医療相談員）

日給表 (円)			時間給表 (円)		
号数	日給	日給 (調整数1)	号数	時間給	時間給 (調整数1)
1	7,480	7,784	1	935	973
2	7,528	7,832	2	941	979
3	7,584	7,888	3	948	986
4	7,632	7,936	4	954	992
5	7,688	7,992	5	961	999
6	7,736	8,040	6	967	1,005
7	7,784	8,088	7	973	1,011
8	7,840	8,144	8	980	1,018
9	7,880	8,192	9	985	1,024
10	7,952	8,256	10	994	1,032
11	8,008	8,312	11	1,001	1,039
12	8,072	8,376	12	1,009	1,047
13	8,120	8,432	13	1,015	1,054
14	8,192	8,496	14	1,024	1,062
15	8,264	8,568	15	1,033	1,071
16	8,336	8,640	16	1,042	1,080
17	8,384	8,688	17	1,048	1,086
18	8,448	8,760	18	1,056	1,095
19	8,520	8,824	19	1,065	1,103
20	8,584	8,888	20	1,073	1,111
21	8,640	8,944	21	1,080	1,118
22	8,744	9,048	22	1,093	1,131
23	8,848	9,152	23	1,106	1,144
24	8,952	9,256	24	1,119	1,157
25	9,048	9,360	25	1,131	1,170
26	9,128	9,432	26	1,141	1,179
27	9,200	9,504	27	1,150	1,188
28	9,272	9,576	28	1,159	1,197
29	9,336	9,640	29	1,167	1,205
30	9,400	9,704	30	1,175	1,213
31	9,464	9,768	31	1,183	1,221
32	9,528	9,840	32	1,191	1,230
33	9,600	9,904	33	1,200	1,238

※ (調整数1) とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額(調整基本額に調整数1を乗じた額)を支給した場合の日給又は時間給

II. 適用職種：医療補佐員（看護助手、薬剤助手、エックス線助手、検査助手、医療機器操作（運転）員、医療技術補助員）、技能補佐員

日給表 (円)					時間給表 (円)				
号数	日給	日給 (調整数1)	日給 (調整数2)	日給 (調整数3)	号数	時間給	時間給 (調整数1)	時間給 (調整数2)	時間給 (調整数3)
1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
2	—	—	—	—	2	—	—	—	—
3	—	—	—	—	3	—	—	—	—
4	—	—	—	—	4	—	—	—	—

5	—	—	—	—
6	—	—	—	—
7	—	—	—	—
8	—	—	—	—
9	—	—	—	—
10	7, 216	7, 488	7, 768	8, 048
11	7, 264	7, 544	7, 816	8, 096
12	7, 320	7, 592	7, 872	8, 144
13	7, 360	7, 632	7, 912	8, 192
14	7, 408	7, 688	7, 960	8, 240
15	7, 464	7, 744	8, 016	8, 296
16	7, 512	7, 792	8, 072	8, 344
17	7, 568	7, 840	8, 120	8, 400
18	7, 632	7, 904	8, 184	8, 464
19	7, 688	7, 968	8, 240	8, 520
20	7, 744	8, 024	8, 296	8, 576
21	7, 800	8, 072	8, 352	8, 624
22	7, 848	8, 128	8, 408	8, 680
23	7, 904	8, 184	8, 464	8, 736
24	7, 960	8, 240	8, 520	8, 792
25	8, 016	8, 288	8, 568	8, 840
26	8, 080	8, 360	8, 640	8, 912
27	8, 152	8, 432	8, 704	8, 984
28	8, 224	8, 496	8, 776	9, 048
29	8, 288	8, 560	8, 840	9, 120
30	8, 352	8, 624	8, 904	9, 184
31	8, 416	8, 696	8, 976	9, 248
32	8, 488	8, 768	9, 040	9, 320
33	8, 552	8, 832	9, 104	9, 384
34	8, 632	8, 912	9, 184	9, 464
35	8, 712	8, 984	9, 264	9, 544
36	8, 792	9, 064	9, 344	9, 616
37	8, 864	9, 144	9, 424	9, 696
38	8, 920	9, 192	9, 472	9, 752
39	8, 984	9, 256	9, 536	9, 816
40	9, 032	9, 312	9, 584	9, 864
41	9, 080	9, 360	9, 632	9, 912
42	9, 144	9, 424	9, 696	9, 976
43	9, 200	9, 480	9, 752	10, 032
44	9, 256	9, 528	9, 808	10, 088
45	9, 320	9, 600	9, 880	10, 152
46	9, 368	9, 648	9, 920	10, 200
47	9, 408	9, 688	9, 968	10, 240
48	9, 464	9, 736	10, 016	10, 296
49	9, 512	9, 792	10, 064	10, 344
50	9, 560	9, 840	10, 112	10, 392
51	9, 600	9, 880	10, 152	10, 432
52	9, 648	9, 920	10, 200	10, 480
53	9, 696	9, 976	10, 248	10, 528
54	9, 744	10, 024	10, 296	10, 576
55	9, 784	10, 064	10, 336	10, 616
56	9, 824	10, 104	10, 384	10, 656
57	9, 872	10, 144	10, 424	10, 696
58	9, 896	10, 176	10, 448	10, 728
59	9, 928	10, 208	10, 480	10, 760

5	—	—	—	—
6	—	—	—	—
7	—	—	—	—
8	—	—	—	—
9	—	—	—	—
10	902	936	971	1, 006
11	908	943	977	1, 012
12	915	949	984	1, 018
13	920	954	989	1, 024
14	926	961	995	1, 030
15	933	968	1, 002	1, 037
16	939	974	1, 009	1, 043
17	946	980	1, 015	1, 050
18	954	988	1, 023	1, 058
19	961	996	1, 030	1, 065
20	968	1, 003	1, 037	1, 072
21	975	1, 009	1, 044	1, 078
22	981	1, 016	1, 051	1, 085
23	988	1, 023	1, 058	1, 092
24	995	1, 030	1, 065	1, 099
25	1, 002	1, 036	1, 071	1, 105
26	1, 010	1, 045	1, 080	1, 114
27	1, 019	1, 054	1, 088	1, 123
28	1, 028	1, 062	1, 097	1, 131
29	1, 036	1, 070	1, 105	1, 140
30	1, 044	1, 078	1, 113	1, 148
31	1, 052	1, 087	1, 122	1, 156
32	1, 061	1, 096	1, 130	1, 165
33	1, 069	1, 104	1, 138	1, 173
34	1, 079	1, 114	1, 148	1, 183
35	1, 089	1, 123	1, 158	1, 193
36	1, 099	1, 133	1, 168	1, 202
37	1, 108	1, 143	1, 178	1, 212
38	1, 115	1, 149	1, 184	1, 219
39	1, 123	1, 157	1, 192	1, 227
40	1, 129	1, 164	1, 198	1, 233
41	1, 135	1, 170	1, 204	1, 239
42	1, 143	1, 178	1, 212	1, 247
43	1, 150	1, 185	1, 219	1, 254
44	1, 157	1, 191	1, 226	1, 261
45	1, 165	1, 200	1, 235	1, 269
46	1, 171	1, 206	1, 240	1, 275
47	1, 176	1, 211	1, 246	1, 280
48	1, 183	1, 217	1, 252	1, 287
49	1, 189	1, 224	1, 258	1, 293
50	1, 195	1, 230	1, 264	1, 299
51	1, 200	1, 235	1, 269	1, 304
52	1, 206	1, 240	1, 275	1, 310
53	1, 212	1, 247	1, 281	1, 316
54	1, 218	1, 253	1, 287	1, 322
55	1, 223	1, 258	1, 292	1, 327
56	1, 228	1, 263	1, 298	1, 332
57	1, 234	1, 268	1, 303	1, 337
58	1, 237	1, 272	1, 306	1, 341
59	1, 241	1, 276	1, 310	1, 345

60	9,968	10,240	10,520	10,800
61	10,000	10,280	10,560	10,832
62	10,024	10,304	10,576	10,856
63	10,048	10,328	10,600	10,880
64	10,072	10,352	10,624	10,904
65	10,096	10,368	10,648	10,928
66	10,120	10,400	10,680	10,952
67	10,152	10,424	10,704	10,984
68	10,176	10,448	10,728	11,000
69	10,184	10,464	10,744	11,016

60	1,246	1,280	1,315	1,350
61	1,250	1,285	1,320	1,354
62	1,253	1,288	1,322	1,357
63	1,256	1,291	1,325	1,360
64	1,259	1,294	1,328	1,363
65	1,262	1,296	1,331	1,366
66	1,265	1,300	1,335	1,369
67	1,269	1,303	1,338	1,373
68	1,272	1,306	1,341	1,375
69	1,273	1,308	1,343	1,377

※（調整数1）、（調整数2）又は（調整数3）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1、2又は3を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

Ⅲ. 適用職種：臨時用務員

日給表
(円)

号数	日給
1	—
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—
8	—
9	—
10	7,216
11	7,264
12	7,320
13	7,360
14	7,408
15	7,464
16	7,512
17	7,568
18	7,632
19	7,688
20	7,744
21	7,800
22	7,848
23	7,904
24	7,960
25	8,016
26	8,080
27	8,152
28	8,224
29	8,288
30	8,352
31	8,416
32	8,488
33	8,552
34	8,632
35	8,712
36	8,792

時間給表
(円)

号数	時間給
1	—
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—
8	—
9	—
10	902
11	908
12	915
13	920
14	926
15	933
16	939
17	946
18	954
19	961
20	968
21	975
22	981
23	988
24	995
25	1,002
26	1,010
27	1,019
28	1,028
29	1,036
30	1,044
31	1,052
32	1,061
33	1,069
34	1,079
35	1,089
36	1,099

37	8,864
38	8,920
39	8,984
40	9,032
41	9,080
42	9,144
43	9,200
44	9,256
45	9,320
46	9,368
47	9,408
48	9,464
49	9,512
50	9,560
51	9,600
52	9,648
53	9,696
54	9,744
55	9,784
56	9,824
57	9,872

37	1,108
38	1,115
39	1,123
40	1,129
41	1,135
42	1,143
43	1,150
44	1,157
45	1,165
46	1,171
47	1,176
48	1,183
49	1,189
50	1,195
51	1,200
52	1,206
53	1,212
54	1,218
55	1,223
56	1,228
57	1,234

IV. 適用職種：教務補佐員

日給表
(円)

号数	日給
1	8,808
2	8,904
3	9,000
4	9,096
5	9,184
6	9,288
7	9,408
8	9,520
9	9,632
10	9,736
11	9,848
12	9,960
13	10,056
14	10,144
15	10,216
16	10,304
17	10,392
18	10,456
19	10,520
20	10,584
21	10,656
22	10,736
23	10,816
24	10,896
25	10,976
26	11,072
27	11,168

時間給表
(円)

号数	時間給
1	1,101
2	1,113
3	1,125
4	1,137
5	1,148
6	1,161
7	1,176
8	1,190
9	1,204
10	1,217
11	1,231
12	1,245
13	1,257
14	1,268
15	1,277
16	1,288
17	1,299
18	1,307
19	1,315
20	1,323
21	1,332
22	1,342
23	1,352
24	1,362
25	1,372
26	1,384
27	1,396

28	11,256
29	11,344
30	11,432
31	11,520
32	11,616
33	11,704
34	11,768
35	11,824
36	11,888
37	11,944
38	12,008
39	12,064
40	12,128
41	12,208
42	12,280
43	12,344
44	12,408
45	12,464
46	12,536
47	12,608
48	12,672
49	12,720
50	12,744
51	12,760
52	12,792
53	12,808
54	12,824
55	12,840
56	12,856
57	12,880

28	1,407
29	1,418
30	1,429
31	1,440
32	1,452
33	1,463
34	1,471
35	1,478
36	1,486
37	1,493
38	1,501
39	1,508
40	1,516
41	1,526
42	1,535
43	1,543
44	1,551
45	1,558
46	1,567
47	1,576
48	1,584
49	1,590
50	1,593
51	1,595
52	1,599
53	1,601
54	1,603
55	1,605
56	1,607
57	1,610

V. 適用職種：研究員（研究機関研究員・開発支援研究員（ポスドク）以外の者）

日給表

(円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	10,752	11,240	11,720
2	10,864	11,352	11,840
3	10,960	11,456	11,952
4	11,056	11,552	12,048
5	11,152	11,656	12,152
6	11,232	11,736	12,240
7	11,312	11,816	12,328
8	11,392	11,904	12,416
9	11,488	11,976	12,456
10	11,592	12,080	12,560
11	11,704	12,184	12,672
12	11,792	12,280	12,760
13	11,888	12,376	12,856
14	12,000	12,488	12,968
15	12,104	12,592	13,080
16	12,216	12,696	13,184
17	12,304	12,784	13,272
18	12,432	12,912	13,400
19	12,560	13,040	13,528

時間給表

(円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	1,344	1,405	1,465
2	1,358	1,419	1,480
3	1,370	1,432	1,494
4	1,382	1,444	1,506
5	1,394	1,457	1,519
6	1,404	1,467	1,530
7	1,414	1,477	1,541
8	1,424	1,488	1,552
9	1,436	1,497	1,557
10	1,449	1,510	1,570
11	1,463	1,523	1,584
12	1,474	1,535	1,595
13	1,486	1,547	1,607
14	1,500	1,561	1,621
15	1,513	1,574	1,635
16	1,527	1,587	1,648
17	1,538	1,598	1,659
18	1,554	1,614	1,675
19	1,570	1,630	1,691

20	12,680	13,168	13,656
21	12,808	13,296	13,776
22	12,928	13,416	13,896
23	13,040	13,528	14,016
24	13,152	13,640	14,120
25	13,264	13,752	14,232
26	13,384	13,864	14,352
27	13,488	13,976	14,464
28	13,608	14,088	14,576
29	13,720	14,200	14,688
30	13,824	14,312	14,792
31	13,928	14,408	14,896
32	14,024	14,512	15,000
33	14,128	14,616	15,096
34	14,232	14,712	15,200
35	14,344	14,832	15,312
36	14,448	14,928	15,416
37	14,552	15,040	15,520
38	14,616	15,096	15,584
39	14,688	15,168	15,656
40	14,752	15,240	15,720
41	14,816	15,304	15,784
42	14,832	15,320	15,800
43	14,856	15,336	15,824
44	14,872	15,360	15,840
45	14,896	15,384	15,872
46	14,920	15,408	15,888
47	14,960	15,440	15,928
48	15,000	15,480	15,968
49	15,024	15,512	15,992
50	15,056	15,544	16,024
51	15,088	15,576	16,056
52	15,120	15,608	16,088
53	15,168	15,648	16,136
54	15,200	15,680	16,168
55	15,216	15,704	16,184
56	15,248	15,728	16,216
57	15,264	15,752	16,232

20	1,585	1,646	1,707
21	1,601	1,662	1,722
22	1,616	1,677	1,737
23	1,630	1,691	1,752
24	1,644	1,705	1,765
25	1,658	1,719	1,779
26	1,673	1,733	1,794
27	1,686	1,747	1,808
28	1,701	1,761	1,822
29	1,715	1,775	1,836
30	1,728	1,789	1,849
31	1,741	1,801	1,862
32	1,753	1,814	1,875
33	1,766	1,827	1,887
34	1,779	1,839	1,900
35	1,793	1,854	1,914
36	1,806	1,866	1,927
37	1,819	1,880	1,940
38	1,827	1,887	1,948
39	1,836	1,896	1,957
40	1,844	1,905	1,965
41	1,852	1,913	1,973
42	1,854	1,915	1,975
43	1,857	1,917	1,978
44	1,859	1,920	1,980
45	1,862	1,923	1,984
46	1,865	1,926	1,986
47	1,870	1,930	1,991
48	1,875	1,935	1,996
49	1,878	1,939	1,999
50	1,882	1,943	2,003
51	1,886	1,947	2,007
52	1,890	1,951	2,011
53	1,896	1,956	2,017
54	1,900	1,960	2,021
55	1,902	1,963	2,023
56	1,906	1,966	2,027
57	1,908	1,969	2,029

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

VI. 適用職種：医療補佐員（薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師、臨床心理士、認定遺伝カウンセラー）。ただし、医学部附属病院所属でない医療補佐員は37号数を上限とする。

日給表 (円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	7,712	8,000	8,288
2	7,776	8,064	8,352
3	7,840	8,128	8,416
4	7,904	8,192	8,480
5	7,968	8,256	8,536

時間給表 (円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	964	1,000	1,036
2	972	1,008	1,044
3	980	1,016	1,052
4	988	1,024	1,060
5	996	1,032	1,067

6	8,048	8,336	8,624
7	8,128	8,416	8,704
8	8,200	8,488	8,776
9	8,280	8,560	8,848
10	8,352	8,640	8,928
11	8,432	8,712	9,000
12	8,520	8,800	9,088
13	8,584	8,864	9,152
14	8,664	8,952	9,240
15	8,760	9,040	9,328
16	8,840	9,128	9,408
17	8,928	9,216	9,496
18	8,984	9,272	9,552
19	9,048	9,336	9,624
20	9,120	9,400	9,688
21	9,360	9,728	10,096
22	9,432	9,800	10,168
23	9,496	9,872	10,240
24	9,560	9,936	10,304
25	9,632	10,000	10,368
26	9,688	10,056	10,424
27	9,744	10,112	10,480
28	9,800	10,168	10,536
29	9,864	10,232	10,600
30	9,936	10,304	10,672
31	10,000	10,368	10,744
32	10,072	10,440	10,808
33	10,136	10,504	10,872
34	10,208	10,576	10,944
35	10,272	10,640	11,016
36	10,344	10,712	11,080
37	10,400	10,776	11,144
38	10,464	10,832	11,200
39	10,528	10,896	11,264
40	10,592	10,960	11,328
41	10,640	11,008	11,376
42	10,688	11,056	11,432
43	10,744	11,112	11,480
44	10,792	11,160	11,528
45	10,840	11,208	11,584
46	10,896	11,264	11,640
47	10,952	11,320	11,688
48	11,000	11,376	11,744
49	11,048	11,416	11,792
50	11,112	11,480	11,848
51	11,176	11,544	11,912
52	11,232	11,600	11,968
53	11,280	11,648	12,016
54	11,336	11,704	12,072
55	11,376	11,744	12,120
56	11,432	11,800	12,168
57	11,488	11,856	12,224
58	11,536	11,912	12,280
59	11,584	11,952	12,320
60	11,632	12,000	12,368

6	1,006	1,042	1,078
7	1,016	1,052	1,088
8	1,025	1,061	1,097
9	1,035	1,070	1,106
10	1,044	1,080	1,116
11	1,054	1,089	1,125
12	1,065	1,100	1,136
13	1,073	1,108	1,144
14	1,083	1,119	1,155
15	1,095	1,130	1,166
16	1,105	1,141	1,176
17	1,116	1,152	1,187
18	1,123	1,159	1,194
19	1,131	1,167	1,203
20	1,140	1,175	1,211
21	1,170	1,216	1,262
22	1,179	1,225	1,271
23	1,187	1,234	1,280
24	1,195	1,242	1,288
25	1,204	1,250	1,296
26	1,211	1,257	1,303
27	1,218	1,264	1,310
28	1,225	1,271	1,317
29	1,233	1,279	1,325
30	1,242	1,288	1,334
31	1,250	1,296	1,343
32	1,259	1,305	1,351
33	1,267	1,313	1,359
34	1,276	1,322	1,368
35	1,284	1,330	1,377
36	1,293	1,339	1,385
37	1,300	1,347	1,393
38	1,308	1,354	1,400
39	1,316	1,362	1,408
40	1,324	1,370	1,416
41	1,330	1,376	1,422
42	1,336	1,382	1,429
43	1,343	1,389	1,435
44	1,349	1,395	1,441
45	1,355	1,401	1,448
46	1,362	1,408	1,455
47	1,369	1,415	1,461
48	1,375	1,422	1,468
49	1,381	1,427	1,474
50	1,389	1,435	1,481
51	1,397	1,443	1,489
52	1,404	1,450	1,496
53	1,410	1,456	1,502
54	1,417	1,463	1,509
55	1,422	1,468	1,515
56	1,429	1,475	1,521
57	1,436	1,482	1,528
58	1,442	1,489	1,535
59	1,448	1,494	1,540
60	1,454	1,500	1,546

61	11,672	12,040	12,408
62	11,712	12,080	12,448
63	11,744	12,120	12,488
64	11,784	12,152	12,520
65	11,824	12,192	12,560
66	11,880	12,248	12,616
67	11,928	12,304	12,672
68	11,984	12,352	12,720
69	12,040	12,408	12,784

61	1,459	1,505	1,551
62	1,464	1,510	1,556
63	1,468	1,515	1,561
64	1,473	1,519	1,565
65	1,478	1,524	1,570
66	1,485	1,531	1,577
67	1,491	1,538	1,584
68	1,498	1,544	1,590
69	1,505	1,551	1,598

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

VII. 適用職種：学校薬剤師

日給表
(円)

号数	日給
1	9,360
2	9,432
3	9,496
4	9,560
5	9,632
6	9,688
7	9,744
8	9,800
9	9,864
10	9,936
11	10,000
12	10,072
13	10,136
14	10,208
15	10,272
16	10,344
17	10,896
18	10,952
19	11,016
20	11,072
21	11,120
22	11,176
23	11,232
24	11,280
25	11,320
26	11,376
27	11,432
28	11,480
29	11,544
30	11,600
31	11,656
32	11,712
33	11,744
34	11,800
35	11,856
36	11,904
37	11,960

時間給表
(円)

号数	時間給
1	1,170
2	1,179
3	1,187
4	1,195
5	1,204
6	1,211
7	1,218
8	1,225
9	1,233
10	1,242
11	1,250
12	1,259
13	1,267
14	1,276
15	1,284
16	1,293
17	1,362
18	1,369
19	1,377
20	1,384
21	1,390
22	1,397
23	1,404
24	1,410
25	1,415
26	1,422
27	1,429
28	1,435
29	1,443
30	1,450
31	1,457
32	1,464
33	1,468
34	1,475
35	1,482
36	1,488
37	1,495

38	12,000
39	12,032
40	12,072
41	12,112
42	12,160
43	12,200
44	12,248
45	12,304

38	1,500
39	1,504
40	1,509
41	1,514
42	1,520
43	1,525
44	1,531
45	1,538

VIII. 適用職種：医療補佐員（准看護師）

日給表

(円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	8,464	8,848	9,224
2	8,528	8,912	9,296
3	8,600	8,984	9,376
4	8,664	9,056	9,440
5	8,736	9,128	9,520
6	8,800	9,200	9,592
7	8,872	9,272	9,672
8	8,944	9,312	9,688
9	9,000	9,368	9,744
10	9,072	9,448	9,824
11	9,152	9,520	9,896
12	9,216	9,592	9,968
13	9,280	9,656	10,032
14	9,376	9,752	10,120
15	9,472	9,848	10,216
16	9,560	9,936	10,312
17	9,656	10,032	10,400
18	9,752	10,120	10,496
19	9,848	10,216	10,592
20	9,936	10,312	10,688
21	10,024	10,400	10,776
22	10,104	10,480	10,848
23	10,184	10,560	10,928
24	10,264	10,632	11,008
25	10,320	10,696	11,072
26	10,384	10,752	11,128
27	10,432	10,808	11,176
28	10,480	10,848	11,224
29	10,528	10,904	11,280
30	10,568	10,936	11,312
31	10,600	10,976	11,352
32	10,632	11,008	11,384
33	10,688	11,056	11,432
34	10,744	11,112	11,488
35	10,792	11,168	11,536
36	10,840	11,208	11,584
37	10,880	11,256	11,632
38	10,944	11,320	11,688
39	11,000	11,376	11,752

時間給表

(円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	1,058	1,106	1,153
2	1,066	1,114	1,162
3	1,075	1,123	1,172
4	1,083	1,132	1,180
5	1,092	1,141	1,190
6	1,100	1,150	1,199
7	1,109	1,159	1,209
8	1,118	1,164	1,211
9	1,125	1,171	1,218
10	1,134	1,181	1,228
11	1,144	1,190	1,237
12	1,152	1,199	1,246
13	1,160	1,207	1,254
14	1,172	1,219	1,265
15	1,184	1,231	1,277
16	1,195	1,242	1,289
17	1,207	1,254	1,300
18	1,219	1,265	1,312
19	1,231	1,277	1,324
20	1,242	1,289	1,336
21	1,253	1,300	1,347
22	1,263	1,310	1,356
23	1,273	1,320	1,366
24	1,283	1,329	1,376
25	1,290	1,337	1,384
26	1,298	1,344	1,391
27	1,304	1,351	1,397
28	1,310	1,356	1,403
29	1,316	1,363	1,410
30	1,321	1,367	1,414
31	1,325	1,372	1,419
32	1,329	1,376	1,423
33	1,336	1,382	1,429
34	1,343	1,389	1,436
35	1,349	1,396	1,442
36	1,355	1,401	1,448
37	1,360	1,407	1,454
38	1,368	1,415	1,461
39	1,375	1,422	1,469

40	11,056	11,432	11,808
41	11,096	11,472	11,840
42	11,144	11,520	11,888
43	11,192	11,560	11,936
44	11,232	11,608	11,984
45	11,280	11,656	12,032
46	11,328	11,704	12,072
47	11,368	11,744	12,120
48	11,408	11,776	12,152
49	11,440	11,816	12,192
50	11,480	11,856	12,232
51	11,528	11,896	12,272
52	11,560	11,936	12,312
53	11,592	11,960	12,336

40	1,382	1,429	1,476
41	1,387	1,434	1,480
42	1,393	1,440	1,486
43	1,399	1,445	1,492
44	1,404	1,451	1,498
45	1,410	1,457	1,504
46	1,416	1,463	1,509
47	1,421	1,468	1,515
48	1,426	1,472	1,519
49	1,430	1,477	1,524
50	1,435	1,482	1,529
51	1,441	1,487	1,534
52	1,445	1,492	1,539
53	1,449	1,495	1,542

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

IX. 適用職種：医療補佐員（看護師、助産師、医療的ケア看護職員）。ただし、医学部附属病院に所属していない医療補佐員は25号数を上限とする。

日給表 (円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	9,736	10,176	10,608
2	9,824	10,264	10,704
3	9,912	10,360	10,808
4	10,000	10,456	10,904
5	10,096	10,552	11,000
6	10,176	10,632	11,096
7	10,264	10,696	11,128
8	10,336	10,776	11,208
9	10,416	10,848	11,288
10	10,480	10,920	11,352
11	10,544	10,976	11,408
12	10,584	11,016	11,448
13	10,648	11,080	11,520
14	10,696	11,128	11,560
15	10,744	11,176	11,608
16	10,784	11,216	11,648
17	10,832	11,264	11,704
18	10,896	11,328	11,768
19	10,960	11,400	11,832
20	11,016	11,448	11,880
21	11,064	11,496	11,928
22	11,136	11,568	12,008
23	11,216	11,648	12,080
24	11,280	11,712	12,152
25	11,336	11,768	12,200
26	11,400	11,832	12,264
27	11,464	11,896	12,328
28	11,520	11,952	12,392
29	11,584	12,016	12,456
30	11,632	12,064	12,496

時間給表 (円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	1,217	1,272	1,326
2	1,228	1,283	1,338
3	1,239	1,295	1,351
4	1,250	1,307	1,363
5	1,262	1,319	1,375
6	1,272	1,329	1,387
7	1,283	1,337	1,391
8	1,292	1,347	1,401
9	1,302	1,356	1,411
10	1,310	1,365	1,419
11	1,318	1,372	1,426
12	1,323	1,377	1,431
13	1,331	1,385	1,440
14	1,337	1,391	1,445
15	1,343	1,397	1,451
16	1,348	1,402	1,456
17	1,354	1,408	1,463
18	1,362	1,416	1,471
19	1,370	1,425	1,479
20	1,377	1,431	1,485
21	1,383	1,437	1,491
22	1,392	1,446	1,501
23	1,402	1,456	1,510
24	1,410	1,464	1,519
25	1,417	1,471	1,525
26	1,425	1,479	1,533
27	1,433	1,487	1,541
28	1,440	1,494	1,549
29	1,448	1,502	1,557
30	1,454	1,508	1,562

31	11,672	12,104	12,536
32	11,704	12,136	12,568
33	11,736	12,168	12,608
34	11,776	12,216	12,648
35	11,824	12,256	12,688
36	11,856	12,288	12,720
37	11,888	12,320	12,752
38	11,928	12,360	12,792
39	11,968	12,400	12,840
40	12,008	12,440	12,880
41	12,032	12,464	12,896
42	12,064	12,496	12,936
43	12,104	12,536	12,968
44	12,136	12,568	13,000
45	12,168	12,600	13,032
46	12,200	12,632	13,064
47	12,232	12,664	13,096
48	12,264	12,696	13,128
49	12,296	12,728	13,160
50	12,336	12,768	13,200
51	12,368	12,800	13,232
52	12,408	12,840	13,272
53	12,448	12,880	13,320
54	12,496	12,936	13,368
55	12,552	12,984	13,416
56	12,608	13,040	13,472
57	12,664	13,096	13,528
58	12,728	13,160	13,592
59	12,784	13,216	13,656
60	12,848	13,280	13,712
61	12,904	13,336	13,768
62	12,960	13,392	13,824
63	13,008	13,440	13,872
64	13,056	13,488	13,928
65	13,104	13,536	13,968

31	1,459	1,513	1,567
32	1,463	1,517	1,571
33	1,467	1,521	1,576
34	1,472	1,527	1,581
35	1,478	1,532	1,586
36	1,482	1,536	1,590
37	1,486	1,540	1,594
38	1,491	1,545	1,599
39	1,496	1,550	1,605
40	1,501	1,555	1,610
41	1,504	1,558	1,612
42	1,508	1,562	1,617
43	1,513	1,567	1,621
44	1,517	1,571	1,625
45	1,521	1,575	1,629
46	1,525	1,579	1,633
47	1,529	1,583	1,637
48	1,533	1,587	1,641
49	1,537	1,591	1,645
50	1,542	1,596	1,650
51	1,546	1,600	1,654
52	1,551	1,605	1,659
53	1,556	1,610	1,665
54	1,562	1,617	1,671
55	1,569	1,623	1,677
56	1,576	1,630	1,684
57	1,583	1,637	1,691
58	1,591	1,645	1,699
59	1,598	1,652	1,707
60	1,606	1,660	1,714
61	1,613	1,667	1,721
62	1,620	1,674	1,728
63	1,626	1,680	1,734
64	1,632	1,686	1,741
65	1,638	1,692	1,746

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-i. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <助教相当>

日給表 (円)

号数	日給	日給（調整数1）	日給（調整数2）
1	10,752	11,240	11,720
2	10,864	11,352	11,840
3	10,960	11,456	11,952
4	11,056	11,552	12,048
5	11,152	11,656	12,152
6	11,232	11,736	12,240
7	11,312	11,816	12,328
8	11,392	11,904	12,416
9	11,488	11,976	12,456
10	11,592	12,080	12,560

時間給表 (円)

号数	時間給	時間給（調整数1）	時間給（調整数2）
1	1,344	1,405	1,465
2	1,358	1,419	1,480
3	1,370	1,432	1,494
4	1,382	1,444	1,506
5	1,394	1,457	1,519
6	1,404	1,467	1,530
7	1,414	1,477	1,541
8	1,424	1,488	1,552
9	1,436	1,497	1,557
10	1,449	1,510	1,570

11	11,704	12,184	12,672
12	11,792	12,280	12,760
13	11,888	12,376	12,856
14	12,000	12,488	12,968
15	12,104	12,592	13,080
16	12,216	12,696	13,184
17	12,304	12,784	13,272
18	12,432	12,912	13,400
19	12,560	13,040	13,528
20	12,680	13,168	13,656
21	12,808	13,296	13,776
22	12,928	13,416	13,896
23	13,040	13,528	14,016
24	13,152	13,640	14,120
25	13,264	13,752	14,232
26	13,384	13,864	14,352
27	13,488	13,976	14,464
28	13,608	14,088	14,576
29	13,720	14,200	14,688
30	13,824	14,312	14,792
31	13,928	14,408	14,896
32	14,024	14,512	15,000
33	14,128	14,616	15,096
34	14,232	14,712	15,200
35	14,344	14,832	15,312
36	14,448	14,928	15,416
37	14,552	15,040	15,520
38	14,616	15,096	15,584
39	14,688	15,168	15,656
40	14,752	15,240	15,720
41	14,816	15,304	15,784
42	14,832	15,320	15,800
43	14,856	15,336	15,824
44	14,872	15,360	15,840
45	14,896	15,384	15,872
46	14,920	15,408	15,888
47	14,960	15,440	15,928
48	15,000	15,480	15,968
49	15,024	15,512	15,992
50	15,056	15,544	16,024
51	15,088	15,576	16,056
52	15,120	15,608	16,088
53	15,168	15,648	16,136
54	15,200	15,680	16,168
55	15,216	15,704	16,184
56	15,248	15,728	16,216
57	15,264	15,752	16,232
58	15,296	15,784	16,264
59	15,328	15,816	16,296
60	15,360	15,840	16,328
61	15,392	15,872	16,360
62	15,432	15,912	16,400
63	15,472	15,960	16,440

11	1,463	1,523	1,584
12	1,474	1,535	1,595
13	1,486	1,547	1,607
14	1,500	1,561	1,621
15	1,513	1,574	1,635
16	1,527	1,587	1,648
17	1,538	1,598	1,659
18	1,554	1,614	1,675
19	1,570	1,630	1,691
20	1,585	1,646	1,707
21	1,601	1,662	1,722
22	1,616	1,677	1,737
23	1,630	1,691	1,752
24	1,644	1,705	1,765
25	1,658	1,719	1,779
26	1,673	1,733	1,794
27	1,686	1,747	1,808
28	1,701	1,761	1,822
29	1,715	1,775	1,836
30	1,728	1,789	1,849
31	1,741	1,801	1,862
32	1,753	1,814	1,875
33	1,766	1,827	1,887
34	1,779	1,839	1,900
35	1,793	1,854	1,914
36	1,806	1,866	1,927
37	1,819	1,880	1,940
38	1,827	1,887	1,948
39	1,836	1,896	1,957
40	1,844	1,905	1,965
41	1,852	1,913	1,973
42	1,854	1,915	1,975
43	1,857	1,917	1,978
44	1,859	1,920	1,980
45	1,862	1,923	1,984
46	1,865	1,926	1,986
47	1,870	1,930	1,991
48	1,875	1,935	1,996
49	1,878	1,939	1,999
50	1,882	1,943	2,003
51	1,886	1,947	2,007
52	1,890	1,951	2,011
53	1,896	1,956	2,017
54	1,900	1,960	2,021
55	1,902	1,963	2,023
56	1,906	1,966	2,027
57	1,908	1,969	2,029
58	1,912	1,973	2,033
59	1,916	1,977	2,037
60	1,920	1,980	2,041
61	1,924	1,984	2,045
62	1,929	1,989	2,050
63	1,934	1,995	2,055

64	15,512	15,992	16,480
65	15,544	16,024	16,512
66	15,584	16,072	16,560
67	15,616	16,104	16,592
68	15,664	16,152	16,632
69	15,696	16,176	16,664
70	15,736	16,216	16,704
71	15,776	16,264	16,744
72	15,816	16,304	16,784
73	15,832	16,320	16,800
74	15,880	16,360	16,848
75	15,920	16,408	16,896
76	15,968	16,456	16,936
77	16,016	16,504	16,984
78	16,056	16,544	17,024
79	16,096	16,584	17,072
80	16,144	16,624	17,112
81	16,184	16,664	17,152
82	16,224	16,712	17,192
83	16,264	16,752	17,232
84	16,304	16,792	17,280
85	16,336	16,816	17,304
86	16,360	16,848	17,328
87	16,392	16,872	17,360
88	16,416	16,904	17,384
89	16,440	16,928	17,408
90	16,456	16,944	17,432
91	16,480	16,960	17,448
92	16,496	16,984	17,464
93	16,512	17,000	17,480
94	16,536	17,016	17,504
95	16,560	17,040	17,528
96	16,576	17,056	17,544
97	16,600	17,088	17,568
98	16,624	17,112	17,592
99	16,640	17,128	17,616
100	16,664	17,152	17,640
101	16,688	17,168	17,656
102	16,712	17,192	17,680
103	16,720	17,208	17,688
104	16,744	17,224	17,712
105	16,760	17,248	17,736
106	16,784	17,264	17,752
107	16,808	17,288	17,776
108	16,832	17,312	17,800
109	16,848	17,328	17,816
110	16,872	17,352	17,840
111	16,896	17,376	17,864
112	16,912	17,400	17,880
113	16,928	17,416	17,896
114	16,952	17,432	17,920
115	16,968	17,456	17,944
116	16,992	17,472	17,960

64	1,939	1,999	2,060
65	1,943	2,003	2,064
66	1,948	2,009	2,070
67	1,952	2,013	2,074
68	1,958	2,019	2,079
69	1,962	2,022	2,083
70	1,967	2,027	2,088
71	1,972	2,033	2,093
72	1,977	2,038	2,098
73	1,979	2,040	2,100
74	1,985	2,045	2,106
75	1,990	2,051	2,112
76	1,996	2,057	2,117
77	2,002	2,063	2,123
78	2,007	2,068	2,128
79	2,012	2,073	2,134
80	2,018	2,078	2,139
81	2,023	2,083	2,144
82	2,028	2,089	2,149
83	2,033	2,094	2,154
84	2,038	2,099	2,160
85	2,042	2,102	2,163
86	2,045	2,106	2,166
87	2,049	2,109	2,170
88	2,052	2,113	2,173
89	2,055	2,116	2,176
90	2,057	2,118	2,179
91	2,060	2,120	2,181
92	2,062	2,123	2,183
93	2,064	2,125	2,185
94	2,067	2,127	2,188
95	2,070	2,130	2,191
96	2,072	2,132	2,193
97	2,075	2,136	2,196
98	2,078	2,139	2,199
99	2,080	2,141	2,202
100	2,083	2,144	2,205
101	2,086	2,146	2,207
102	2,089	2,149	2,210
103	2,090	2,151	2,211
104	2,093	2,153	2,214
105	2,095	2,156	2,217
106	2,098	2,158	2,219
107	2,101	2,161	2,222
108	2,104	2,164	2,225
109	2,106	2,166	2,227
110	2,109	2,169	2,230
111	2,112	2,172	2,233
112	2,114	2,175	2,235
113	2,116	2,177	2,237
114	2,119	2,179	2,240
115	2,121	2,182	2,243
116	2,124	2,184	2,245

117	17,008	17,496	17,976
118	17,024	17,512	18,000
119	17,048	17,536	18,016
120	17,072	17,552	18,040
121	17,080	17,568	18,048
122	17,104	17,584	18,072
123	17,120	17,608	18,096
124	17,136	17,624	18,104
125	17,160	17,640	18,128
126	17,176	17,664	18,152
127	17,200	17,688	18,168
128	17,224	17,704	18,192
129	17,240	17,720	18,208
130	17,264	17,744	18,232
131	17,288	17,768	18,256
132	17,312	17,792	18,280
133	17,328	17,816	18,304
134	17,352	17,840	18,320
135	17,376	17,864	18,344
136	17,400	17,888	18,368
137	17,424	17,912	18,392
138	17,448	17,928	18,416
139	17,472	17,952	18,440
140	17,496	17,976	18,464
141	17,520	18,000	18,488

117	2,126	2,187	2,247
118	2,128	2,189	2,250
119	2,131	2,192	2,252
120	2,134	2,194	2,255
121	2,135	2,196	2,256
122	2,138	2,198	2,259
123	2,140	2,201	2,262
124	2,142	2,203	2,263
125	2,145	2,205	2,266
126	2,147	2,208	2,269
127	2,150	2,211	2,271
128	2,153	2,213	2,274
129	2,155	2,215	2,276
130	2,158	2,218	2,279
131	2,161	2,221	2,282
132	2,164	2,224	2,285
133	2,166	2,227	2,288
134	2,169	2,230	2,290
135	2,172	2,233	2,293
136	2,175	2,236	2,296
137	2,178	2,239	2,299
138	2,181	2,241	2,302
139	2,184	2,244	2,305
140	2,187	2,247	2,308
141	2,190	2,250	2,311

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-ii. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <講師相当>

号数	日給	日給(調整数1)	日給(調整数2)
1	13,416	13,960	14,512
2	13,536	14,080	14,632
3	13,640	14,192	14,744
4	13,752	14,296	14,848
5	13,856	14,408	14,952
6	13,960	14,512	15,064
7	14,056	14,608	15,160
8	14,160	14,712	15,256
9	14,264	14,816	15,368
10	14,376	14,928	15,480
11	14,488	15,040	15,584
12	14,600	15,152	15,696
13	14,704	15,256	15,800
14	14,800	15,344	15,896
15	14,888	15,440	15,992
16	14,968	15,520	16,064
17	15,064	15,608	16,160
18	15,144	15,696	16,240
19	15,224	15,776	16,328
20	15,304	15,856	16,400

号数	時間給	時間給(調整数1)	時間給(調整数2)
1	1,677	1,745	1,814
2	1,692	1,760	1,829
3	1,705	1,774	1,843
4	1,719	1,787	1,856
5	1,732	1,801	1,869
6	1,745	1,814	1,883
7	1,757	1,826	1,895
8	1,770	1,839	1,907
9	1,783	1,852	1,921
10	1,797	1,866	1,935
11	1,811	1,880	1,948
12	1,825	1,894	1,962
13	1,838	1,907	1,975
14	1,850	1,918	1,987
15	1,861	1,930	1,999
16	1,871	1,940	2,008
17	1,883	1,951	2,020
18	1,893	1,962	2,030
19	1,903	1,972	2,041
20	1,913	1,982	2,050

21	15,368	15,920	16,472
22	15,480	16,032	16,576
23	15,576	16,128	16,680
24	15,680	16,232	16,776
25	15,760	16,312	16,864
26	15,848	16,400	16,952
27	15,944	16,496	17,048
28	16,040	16,592	17,144
29	16,128	16,680	17,232
30	16,216	16,768	17,320
31	16,304	16,848	17,400
32	16,384	16,928	17,480
33	16,472	17,016	17,568
34	16,544	17,088	17,640
35	16,608	17,160	17,712
36	16,680	17,224	17,776
37	16,744	17,288	17,840
38	16,832	17,384	17,928
39	16,920	17,472	18,016
40	17,000	17,552	18,096
41	17,080	17,624	18,176
42	17,160	17,712	18,256
43	17,232	17,784	18,336
44	17,296	17,848	18,400
45	17,376	17,928	18,480
46	17,456	18,008	18,552
47	17,528	18,072	18,624
48	17,592	18,144	18,696
49	17,664	18,216	18,760
50	17,736	18,288	18,840
51	17,808	18,360	18,904
52	17,880	18,432	18,976
53	17,928	18,480	19,032
54	18,000	18,552	19,096
55	18,064	18,616	19,160
56	18,136	18,688	19,240
57	18,200	18,752	19,296
58	18,264	18,816	19,360
59	18,320	18,872	19,424
60	18,384	18,936	19,480
61	18,440	18,992	19,536
62	18,504	19,056	19,600
63	18,568	19,120	19,664
64	18,632	19,184	19,728
65	18,680	19,232	19,776
66	18,728	19,280	19,832
67	18,776	19,328	19,872
68	18,824	19,376	19,928
69	18,872	19,416	19,968
70	18,904	19,456	20,000
71	18,944	19,488	20,040
72	18,976	19,520	20,072
73	19,008	19,560	20,104

21	1,921	1,990	2,059
22	1,935	2,004	2,072
23	1,947	2,016	2,085
24	1,960	2,029	2,097
25	1,970	2,039	2,108
26	1,981	2,050	2,119
27	1,993	2,062	2,131
28	2,005	2,074	2,143
29	2,016	2,085	2,154
30	2,027	2,096	2,165
31	2,038	2,106	2,175
32	2,048	2,116	2,185
33	2,059	2,127	2,196
34	2,068	2,136	2,205
35	2,076	2,145	2,214
36	2,085	2,153	2,222
37	2,093	2,161	2,230
38	2,104	2,173	2,241
39	2,115	2,184	2,252
40	2,125	2,194	2,262
41	2,135	2,203	2,272
42	2,145	2,214	2,282
43	2,154	2,223	2,292
44	2,162	2,231	2,300
45	2,172	2,241	2,310
46	2,182	2,251	2,319
47	2,191	2,259	2,328
48	2,199	2,268	2,337
49	2,208	2,277	2,345
50	2,217	2,286	2,355
51	2,226	2,295	2,363
52	2,235	2,304	2,372
53	2,241	2,310	2,379
54	2,250	2,319	2,387
55	2,258	2,327	2,395
56	2,267	2,336	2,405
57	2,275	2,344	2,412
58	2,283	2,352	2,420
59	2,290	2,359	2,428
60	2,298	2,367	2,435
61	2,305	2,374	2,442
62	2,313	2,382	2,450
63	2,321	2,390	2,458
64	2,329	2,398	2,466
65	2,335	2,404	2,472
66	2,341	2,410	2,479
67	2,347	2,416	2,484
68	2,353	2,422	2,491
69	2,359	2,427	2,496
70	2,363	2,432	2,500
71	2,368	2,436	2,505
72	2,372	2,440	2,509
73	2,376	2,445	2,513

74	19,048	19,600	20,144
75	19,088	19,632	20,184
76	19,120	19,664	20,216
77	19,144	19,696	20,240
78	19,168	19,720	20,264
79	19,184	19,736	20,288
80	19,208	19,752	20,304
81	19,216	19,768	20,320
82	19,240	19,784	20,336
83	19,248	19,800	20,352
84	19,272	19,816	20,368
85	19,280	19,832	20,384
86	19,304	19,848	20,400
87	19,320	19,872	20,416
88	19,336	19,888	20,440
89	19,352	19,904	20,448
90	19,368	19,920	20,472
91	19,392	19,936	20,488
92	19,400	19,952	20,504
93	19,416	19,968	20,520
94	19,440	19,984	20,536
95	19,448	20,000	20,552
96	19,464	20,016	20,560
97	19,480	20,024	20,576
98	19,496	20,048	20,592
99	19,512	20,056	20,608
100	19,520	20,072	20,624
101	19,536	20,088	20,640
102	19,560	20,104	20,656
103	19,568	20,120	20,672
104	19,584	20,136	20,680
105	19,600	20,144	20,696
106	19,608	20,160	20,712
107	19,624	20,176	20,720
108	19,640	20,192	20,736
109	19,656	20,200	20,752
110	19,664	20,216	20,768
111	19,680	20,232	20,776
112	19,696	20,240	20,792
113	19,712	20,256	20,808
114	19,720	20,272	20,824
115	19,736	20,288	20,832
116	19,752	20,296	20,848
117	19,760	20,312	20,856

74	2,381	2,450	2,518
75	2,386	2,454	2,523
76	2,390	2,458	2,527
77	2,393	2,462	2,530
78	2,396	2,465	2,533
79	2,398	2,467	2,536
80	2,401	2,469	2,538
81	2,402	2,471	2,540
82	2,405	2,473	2,542
83	2,406	2,475	2,544
84	2,409	2,477	2,546
85	2,410	2,479	2,548
86	2,413	2,481	2,550
87	2,415	2,484	2,552
88	2,417	2,486	2,555
89	2,419	2,488	2,556
90	2,421	2,490	2,559
91	2,424	2,492	2,561
92	2,425	2,494	2,563
93	2,427	2,496	2,565
94	2,430	2,498	2,567
95	2,431	2,500	2,569
96	2,433	2,502	2,570
97	2,435	2,503	2,572
98	2,437	2,506	2,574
99	2,439	2,507	2,576
100	2,440	2,509	2,578
101	2,442	2,511	2,580
102	2,445	2,513	2,582
103	2,446	2,515	2,584
104	2,448	2,517	2,585
105	2,450	2,518	2,587
106	2,451	2,520	2,589
107	2,453	2,522	2,590
108	2,455	2,524	2,592
109	2,457	2,525	2,594
110	2,458	2,527	2,596
111	2,460	2,529	2,597
112	2,462	2,530	2,599
113	2,464	2,532	2,601
114	2,465	2,534	2,603
115	2,467	2,536	2,604
116	2,469	2,537	2,606
117	2,470	2,539	2,607

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-iii. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <准教授相当>

号数	日給	日給 (調整数1)	日給 (調整数2)
1	15,488	16,072	16,656

号数	時間給	時間給 (調整数1)	時間給 (調整数2)
1	1,936	2,009	2,082

2	15,616	16,208	16,792
3	15,760	16,344	16,928
4	15,896	16,480	17,072
5	16,032	16,616	17,200
6	16,144	16,728	17,312
7	16,256	16,840	17,432
8	16,368	16,952	17,536
9	16,480	17,072	17,656
10	16,600	17,192	17,776
11	16,720	17,312	17,896
12	16,848	17,440	18,024
13	16,968	17,560	18,144
14	17,048	17,640	18,224
15	17,152	17,736	18,320
16	17,256	17,840	18,424
17	17,328	17,920	18,504
18	17,424	18,008	18,600
19	17,520	18,104	18,688
20	17,600	18,184	18,768
21	17,680	18,272	18,856
22	17,752	18,336	18,920
23	17,808	18,392	18,976
24	17,864	18,448	19,032
25	17,912	18,496	19,088
26	17,992	18,576	19,160
27	18,072	18,656	19,240
28	18,152	18,736	19,320
29	18,224	18,816	19,400
30	18,304	18,888	19,472
31	18,368	18,952	19,536
32	18,424	19,008	19,600
33	18,496	19,088	19,672
34	18,576	19,160	19,744
35	18,640	19,232	19,816
36	18,720	19,304	19,896
37	18,768	19,360	19,944
38	18,840	19,424	20,016
39	18,912	19,496	20,080
40	18,968	19,552	20,136
41	19,008	19,592	20,176
42	19,080	19,664	20,256
43	19,152	19,736	20,320
44	19,224	19,808	20,400
45	19,280	19,872	20,456
46	19,352	19,936	20,528
47	19,416	20,000	20,592
48	19,488	20,072	20,656
49	19,544	20,136	20,720
50	19,600	20,192	20,776
51	19,664	20,248	20,832
52	19,720	20,304	20,888
53	19,752	20,336	20,920
54	19,792	20,376	20,960

2	1,952	2,026	2,099
3	1,970	2,043	2,116
4	1,987	2,060	2,134
5	2,004	2,077	2,150
6	2,018	2,091	2,164
7	2,032	2,105	2,179
8	2,046	2,119	2,192
9	2,060	2,134	2,207
10	2,075	2,149	2,222
11	2,090	2,164	2,237
12	2,106	2,180	2,253
13	2,121	2,195	2,268
14	2,131	2,205	2,278
15	2,144	2,217	2,290
16	2,157	2,230	2,303
17	2,166	2,240	2,313
18	2,178	2,251	2,325
19	2,190	2,263	2,336
20	2,200	2,273	2,346
21	2,210	2,284	2,357
22	2,219	2,292	2,365
23	2,226	2,299	2,372
24	2,233	2,306	2,379
25	2,239	2,312	2,386
26	2,249	2,322	2,395
27	2,259	2,332	2,405
28	2,269	2,342	2,415
29	2,278	2,352	2,425
30	2,288	2,361	2,434
31	2,296	2,369	2,442
32	2,303	2,376	2,450
33	2,312	2,386	2,459
34	2,322	2,395	2,468
35	2,330	2,404	2,477
36	2,340	2,413	2,487
37	2,346	2,420	2,493
38	2,355	2,428	2,502
39	2,364	2,437	2,510
40	2,371	2,444	2,517
41	2,376	2,449	2,522
42	2,385	2,458	2,532
43	2,394	2,467	2,540
44	2,403	2,476	2,550
45	2,410	2,484	2,557
46	2,419	2,492	2,566
47	2,427	2,500	2,574
48	2,436	2,509	2,582
49	2,443	2,517	2,590
50	2,450	2,524	2,597
51	2,458	2,531	2,604
52	2,465	2,538	2,611
53	2,469	2,542	2,615
54	2,474	2,547	2,620

55	19,832	20,416	21,008
56	19,872	20,464	21,048
57	19,912	20,496	21,080
58	19,952	20,536	21,128
59	19,992	20,584	21,168
60	20,032	20,616	21,200
61	20,064	20,648	21,240
62	20,104	20,688	21,280
63	20,152	20,736	21,320
64	20,192	20,776	21,368
65	20,232	20,824	21,408
66	20,280	20,864	21,448
67	20,320	20,912	21,496
68	20,360	20,952	21,536
69	20,408	21,000	21,584
70	20,456	21,040	21,632
71	20,496	21,080	21,672
72	20,544	21,128	21,720
73	20,592	21,176	21,760
74	20,632	21,216	21,800
75	20,672	21,256	21,848
76	20,720	21,304	21,888
77	20,760	21,344	21,928
78	20,776	21,368	21,952
79	20,808	21,400	21,984
80	20,840	21,424	22,008
81	20,880	21,464	22,048
82	20,912	21,496	22,080
83	20,920	21,512	22,096
84	20,952	21,536	22,120
85	20,968	21,552	22,144
86	20,984	21,576	22,160
87	21,008	21,592	22,176
88	21,016	21,608	22,192
89	21,032	21,616	22,208
90	21,048	21,640	22,224
91	21,072	21,656	22,240
92	21,080	21,672	22,256
93	21,096	21,680	22,272
94	21,120	21,704	22,288
95	21,128	21,720	22,304
96	21,144	21,728	22,320
97	21,160	21,744	22,328
98	21,176	21,760	22,352
99	21,192	21,776	22,360
100	21,200	21,792	22,376
101	21,216	21,800	22,392

55	2,479	2,552	2,626
56	2,484	2,558	2,631
57	2,489	2,562	2,635
58	2,494	2,567	2,641
59	2,499	2,573	2,646
60	2,504	2,577	2,650
61	2,508	2,581	2,655
62	2,513	2,586	2,660
63	2,519	2,592	2,665
64	2,524	2,597	2,671
65	2,529	2,603	2,676
66	2,535	2,608	2,681
67	2,540	2,614	2,687
68	2,545	2,619	2,692
69	2,551	2,625	2,698
70	2,557	2,630	2,704
71	2,562	2,635	2,709
72	2,568	2,641	2,715
73	2,574	2,647	2,720
74	2,579	2,652	2,725
75	2,584	2,657	2,731
76	2,590	2,663	2,736
77	2,595	2,668	2,741
78	2,597	2,671	2,744
79	2,601	2,675	2,748
80	2,605	2,678	2,751
81	2,610	2,683	2,756
82	2,614	2,687	2,760
83	2,615	2,689	2,762
84	2,619	2,692	2,765
85	2,621	2,694	2,768
86	2,623	2,697	2,770
87	2,626	2,699	2,772
88	2,627	2,701	2,774
89	2,629	2,702	2,776
90	2,631	2,705	2,778
91	2,634	2,707	2,780
92	2,635	2,709	2,782
93	2,637	2,710	2,784
94	2,640	2,713	2,786
95	2,641	2,715	2,788
96	2,643	2,716	2,790
97	2,645	2,718	2,791
98	2,647	2,720	2,794
99	2,649	2,722	2,795
100	2,650	2,724	2,797
101	2,652	2,725	2,799

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X-iv. 適用職種：寄附講座教員、寄附研究部門教員 <教授相当>

日給表

(円)

時間給表

(円)

号数	日給	日給(調整数1)	日給(調整数2)
1	18,928	19,624	20,312
2	19,032	19,728	20,416
3	19,128	19,824	20,520
4	19,232	19,920	20,616
5	19,320	20,008	20,704
6	19,424	20,120	20,808
7	19,528	20,224	20,912
8	19,632	20,328	21,016
9	19,712	20,408	21,096
10	19,832	20,520	21,216
11	19,928	20,624	21,312
12	20,032	20,720	21,416
13	20,096	20,792	21,480
14	20,200	20,888	21,584
15	20,296	20,992	21,680
16	20,408	21,096	21,792
17	20,504	21,192	21,888
18	20,608	21,304	21,992
19	20,712	21,400	22,096
20	20,816	21,512	22,200
21	20,912	21,600	22,296
22	21,016	21,704	22,400
23	21,128	21,816	22,512
24	21,232	21,920	22,616
25	21,320	22,016	22,712
26	21,424	22,112	22,808
27	21,520	22,208	22,904
28	21,616	22,304	23,000
29	21,704	22,400	23,088
30	21,816	22,504	23,200
31	21,912	22,608	23,296
32	22,000	22,696	23,384
33	22,088	22,784	23,472
34	22,184	22,880	23,568
35	22,288	22,984	23,672
36	22,384	23,072	23,768
37	22,480	23,168	23,864
38	22,568	23,264	23,952
39	22,656	23,352	24,040
40	22,744	23,440	24,128
41	22,840	23,528	24,224
42	22,928	23,616	24,312
43	23,000	23,696	24,392
44	23,088	23,784	24,480
45	23,176	23,872	24,560
46	23,264	23,952	24,648
47	23,344	24,040	24,728
48	23,432	24,120	24,816
49	23,504	24,200	24,888
50	23,584	24,280	24,968
51	23,672	24,360	25,056

号数	時間給	時間給(調整数1)	時間給(調整数2)
1	2,366	2,453	2,539
2	2,379	2,466	2,552
3	2,391	2,478	2,565
4	2,404	2,490	2,577
5	2,415	2,501	2,588
6	2,428	2,515	2,601
7	2,441	2,528	2,614
8	2,454	2,541	2,627
9	2,464	2,551	2,637
10	2,479	2,565	2,652
11	2,491	2,578	2,664
12	2,504	2,590	2,677
13	2,512	2,599	2,685
14	2,525	2,611	2,698
15	2,537	2,624	2,710
16	2,551	2,637	2,724
17	2,563	2,649	2,736
18	2,576	2,663	2,749
19	2,589	2,675	2,762
20	2,602	2,689	2,775
21	2,614	2,700	2,787
22	2,627	2,713	2,800
23	2,641	2,727	2,814
24	2,654	2,740	2,827
25	2,665	2,752	2,839
26	2,678	2,764	2,851
27	2,690	2,776	2,863
28	2,702	2,788	2,875
29	2,713	2,800	2,886
30	2,727	2,813	2,900
31	2,739	2,826	2,912
32	2,750	2,837	2,923
33	2,761	2,848	2,934
34	2,773	2,860	2,946
35	2,786	2,873	2,959
36	2,798	2,884	2,971
37	2,810	2,896	2,983
38	2,821	2,908	2,994
39	2,832	2,919	3,005
40	2,843	2,930	3,016
41	2,855	2,941	3,028
42	2,866	2,952	3,039
43	2,875	2,962	3,049
44	2,886	2,973	3,060
45	2,897	2,984	3,070
46	2,908	2,994	3,081
47	2,918	3,005	3,091
48	2,929	3,015	3,102
49	2,938	3,025	3,111
50	2,948	3,035	3,121
51	2,959	3,045	3,132

52	23,760	24,448	25,144
53	23,824	24,520	25,208
54	23,896	24,592	25,280
55	23,976	24,672	25,360
56	24,048	24,744	25,440
57	24,128	24,816	25,512
58	24,184	24,880	25,568
59	24,248	24,936	25,632
60	24,304	24,992	25,688
61	24,360	25,048	25,744
62	24,400	25,096	25,784
63	24,448	25,144	25,832
64	24,496	25,184	25,880
65	24,520	25,216	25,904
66	24,560	25,256	25,952
67	24,608	25,296	25,992
68	24,648	25,336	26,032
69	24,688	25,384	26,072
70	24,728	25,416	26,112
71	24,760	25,448	26,144
72	24,784	25,472	26,168
73	24,816	25,504	26,200
74	24,840	25,528	26,224
75	24,872	25,568	26,256
76	24,904	25,592	26,288
77	24,920	25,616	26,312
78	24,952	25,640	26,336
79	24,976	25,672	26,360
80	25,008	25,696	26,392
81	25,032	25,728	26,416

52	2,970	3,056	3,143
53	2,978	3,065	3,151
54	2,987	3,074	3,160
55	2,997	3,084	3,170
56	3,006	3,093	3,180
57	3,016	3,102	3,189
58	3,023	3,110	3,196
59	3,031	3,117	3,204
60	3,038	3,124	3,211
61	3,045	3,131	3,218
62	3,050	3,137	3,223
63	3,056	3,143	3,229
64	3,062	3,148	3,235
65	3,065	3,152	3,238
66	3,070	3,157	3,244
67	3,076	3,162	3,249
68	3,081	3,167	3,254
69	3,086	3,173	3,259
70	3,091	3,177	3,264
71	3,095	3,181	3,268
72	3,098	3,184	3,271
73	3,102	3,188	3,275
74	3,105	3,191	3,278
75	3,109	3,196	3,282
76	3,113	3,199	3,286
77	3,115	3,202	3,289
78	3,119	3,205	3,292
79	3,122	3,209	3,295
80	3,126	3,212	3,299
81	3,129	3,216	3,302

※（調整数1）又は（調整数2）とは、職員給与規則第22条に規定する本給の調整額（調整基本額に調整数1又は2を乗じた額）を支給した場合の日給又は時間給

X I . 適用職種：学校医、学校歯科医

時間給表
(円)

号数	時間給
1～3	4,100
4～6	4,200
7～9	4,300
10～13	4,400
14～15	4,500
16～18	4,600
19～22	4,700
23～27	4,800
28～31	4,900
32～36	5,000
37～40	5,100
41～45	5,200
46～50	5,300
51～56	5,400
57～67	5,500

68～82	5,600
83～85	5,700

職種	定額
学内ワークスタディスタッフ	学士課程在籍者 900 円 (医学部医学科 5・6 年生を除く。) 修士課程在籍者 1,000 円 (医学部医学科 5・6 年生を含む。) 専門職学位課程在籍者 1,000 円 博士課程在籍者 1,200 円
ティーチング・フェロー	1,600 円
ティーチング・アシスタント	修士課程在籍者 1,000 円 専門職学位課程在籍者 1,000 円 博士課程在籍者 1,200 円
スチューデント・アシスタント	900 円
リサーチ・アシスタント	1,200 円
ピア・サポーター	(1) ノートテイク、授業の要点整理その他の障害等のある学生を直接支援する業務 学士課程在籍者 1,000 円 (医学部医学科 5・6 年生を除く。) 修士課程在籍者 1,200 円 (医学部医学科 5・6 年生を含む。) 専門職学位課程在籍者 1,200 円 博士課程在籍者 1,200 円 (2) 教科書の電子化、授業の録画業務その他の間接支援業務 学士課程在籍者 900 円 (医学部医学科 5・6 年生を除く。) 修士課程在籍者 1,000 円 (医学部医学科 5・6 年生を含む。) 専門職学位課程在籍者 1,000 円 博士課程在籍者 1,200 円
保育補助員	1,244 円
講師(客員教授・客員准教授・客員講師・客員助教・連携大学院教授・連携大学院准教授・連携大学院講師・連携大学院助教)	7,960 円
講師(附属学校)	2,000 円
講師(特設日本語講座・カウンセラー)	4,000 円
講師(臨地実習指導)	2,500 円
上記以外の講師	5,000 円
研究員(研究機関研究員)	5,000 円
研究員(開発支援研究員(ポスドク))	5,000 円
医員(大学院生)・医員(研究生)	2,000 円
研究支援員	本学在籍の者 学士課程在籍者 900 円 修士課程在籍者 1,000 円 専門職学位課程在籍者 1,000 円 博士課程在籍者 1,200 円 本学在籍以外の者 学士課程卒業者 900 円 修士課程修了者 1,000 円 専門職学位課程修了者 1,000 円 博士課程修了者 1,200 円

スクールソーシャルワーカー	3,200 円
---------------	---------

職種	定額	
	日給	時間給
医員（レジデント）・医員（指導医）・医員（病院助教）	11,248 円	1,406 円
医員（研修医）	9,080 円	1,135 円